

NPO 法人せいしとらんし熊本

SPA 受講規約

第1条（目的および適用範囲）

この規約は NPO 法人せいしとらんし熊本（以下法人という）の SPA 講座（以下単に SPA 講座という）に関する基本的事項を定めたものである。

第2条（受講資格）

SPA 講座の受講資格のある者は次の各項を全て満たした者とする。

- ① SPA 講座は受講者の自己研鑽のために提供する講座であり、性教育講師業務の遂行に足る時数、講座内容でないことを理解し、容認した者。
- ② SPA 講座修了時に、法人認定の性教育講師資格は付与されないことを理解し、容認した者。
- ③ 法人に受講申込み手続きを行い、別に定める受講料を全額納入した者。

第3条（規則遵守等の義務）

法人と受講者は、法人の定める規約を遵守し、相互に信頼しあって研鑽に努めなければならない。

2. 受講により知り得た機密や個人情報等は、講座修了後も一切漏洩してはならない。

第4条（受講）

SPA 講座は法人の定める時数とし、全課程を修了した者に SPA 講座修了証を与えることとする。

2. 受講中、やむを得ず欠席した講座がある場合は、別日での開催を希望、設定することができる
3. 修了証の授与は、欠席した講座も含め全課程の受講後となる。

第5条（受講の解除）

SPA 講座受講中の者が次の各号のいずれかに該当する場合には、SPA 講座受講の資格を失う。

- ① 本人により受講辞退を申し出て、これを法人が承認したとき。
- ② 法人に連絡なく、欠席が続いた場合。

③ 法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第6条（再受講）

SPA 講座修了者が SPA 講座の再受講を希望する場合は、別に定める SPA 講座受講料の半額で受講することができる。

第7条（特典）

SPA 講座修了者が法人の性教育講師（SPT）養成講座（以下単に SPT 講座という）の受講を希望する場合は、別に定める SPT 講座受講料から 20,000 円を割り引いた額で受講することができる。

（附則）この規約は 2022 年 3 月 10 日から施行する。